

○ サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化について

(令和 7 年 4 月 1 日付け香サ対第 26 号)

サイバー空間と実空間の一体化が進み、サイバー空間が国民の日常生活の一部となる中で、サイバー空間の脅威への対処は警察のいずれの部門にとっても重要な課題となっており、統一的な戦略の下で、サイバー空間の脅威への警察全体の対処能力を強化する必要がある。また、犯行手口や関連技術は日進月歩で高度化していることから、サイバー空間の脅威に的確に対処するためには、常に最新の動向を集約して総合的な分析を行い、そこで得られた知見を各部門に還元するとともに、サイバー事案への対処のために警察が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用する態勢を整備する必要がある。

この点、「香川県警察におけるサイバーセキュリティ戦略について」(令和 4 年 6 月 1 日付け香企画第 114 号)において、サイバー事案に適切に対処するため、警察の総合力を発揮するための連携体制強化を推進しているところである。

この度の県警察における令和 7 年度組織改正に伴い、「サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化について」(令和 4 年 6 月 1 日付け香企画第 118 号。以下「旧通達」という。)を改定したので、引き続き、各種取組の連携・調整を図り、効果的な対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化

1 趣旨（基本的な考え方）

限られた体制でサイバー事案に適切に対処するためには、事案認知・事案対処・被害防止対策等の各段階において、サイバー部門のみならず、警察の関係部門が連携することが不可欠である。

2 態勢の整備

サイバー空間の脅威に対する部門間の連携を強化するため、警察本部においてはサイバーセキュリティ総括責任者、サイバーセキュリティ責任者を、警察署においてはサイバーセキュリティ警察署責任者を次のとおり指名する。

(1) サイバーセキュリティ総括責任者（以下「総括責任者」という。）

総括責任者は、サイバー・情報管理局長をもって充てることとし、次に掲げる事務について、必要な連携・調整等を行うものとする。

- ア サイバーセキュリティ戦略に関すること。
- イ 情報の集約・共有に関すること。
- ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。
- エ 人材育成方策に関すること。
- オ 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。
- カ その他サイバー空間の脅威に関すること。

(2) サイバーセキュリティ責任者（以下「責任者」という。）

責任者は、サイバー対策課長をもって充てることとし、(1)の事務について、総括責任者を補佐するものとする。

(3) サイバーセキュリティ警察署責任者（以下「警察署責任者」という。）

警察署責任者は、副署長をもって充てることとし、次に掲げる事務について、必要な指導・調整等を行うものとする。

- ア サイバーセキュリティ戦略の取組に関すること。
- イ 情報の共有及び教養に関すること。
- ウ その他サイバー空間の脅威に関すること。

3 香川県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会等

県警察におけるサイバーセキュリティ戦略等の策定その他重要な事項の決定を行うため、警察本部に本部長を委員長、各部長等を委員とする香川県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会を設置する。

また、同委員会の下に、幹事会等を設置してサイバー事案対策等に係る部門間連携を円滑に行うための態勢を整備する。

4 報告・連絡等

- (1) 各部門は、サイバー空間の脅威への対処に関する取組について、総括責任者及び責任者に対し、適時適切な報告・連絡等を行うこと。
- (2) 各部門は、複数部門にわたるなど特異なサイバー関連事案等を認知した場合は、速やかに総括責任者及び責任者に報告・連絡等を行うこと。

5 庶務

部門間の連携強化に関する庶務は、サイバー対策課において処理する。